

■判断のためのメモ		
検索条件	平成16年以降 and (“反対意見” or “補足意見”) and “定数” and “大法廷” and “判決”	
平成18(行ツ)176 選挙無効請求事件 平成19年06月13日 最高裁判所大法廷 判決 棄却 東京高等裁判所		
	島田仁郎、横尾和子、上田豊三、藤田宙靖、甲斐中辰夫、泉徳治、才口千晴、津野修、今井功、中川了滋、堀籠幸男、古田佑紀、那須弘平、涌井紀夫、田原睦夫	
	平成17年9月11日施行の衆議院議員総選挙	
	■主文抜粋	
	選挙区割りや議員定数の配分の具体的決定に当たっては、種々の政策的及び技術的考慮要素があり、これらをもとに考慮して具体的決定に反映させるかについて一定の客観的基準が存在するものでもないから、選挙区割りや議員定数の配分を定める規定の合憲性は、結局は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。	
	平成12年国勢調査による人口を基にした本件区割規定の下での選挙区間の人口の最大較差は1対2.064と1対2を極めてわずかに超えるものにすぎず、最も人口の少ない選挙区と比較した人口較差が2倍以上となった選挙区は9選挙区にとどまるものであった	
	本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.171であったというのであるから、本件選挙施行時における選挙区間の投票価値の不平等が、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達し、憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたということもできない。	
	裁判官横尾和子、同泉徳治、同田原睦夫の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官才口千晴、同津野修、同古田佑紀、同那須弘平の補足意見、裁判官藤田宙靖、同今井功、同中川了滋の意見がある。	
	島田仁郎、横尾和子、上田豊三、藤田宙靖、甲斐中辰夫、泉徳治、才口千晴、津野修、今井功、中川了滋、堀籠幸男、古田佑紀、那須弘平、涌井紀夫、田原睦夫	
	■意見抜粋	
	■才口千晴	○
	私は、多数意見に賛同するものであるが、選挙制度の仕組み及び投票価値の平等について補足して意見を なお、私は、最高裁判所大法廷が平成18年10月4日に言い渡した参議院議員選挙無効事件(平成17年(行ツ)第247、249、250号事件)の判決において、同選挙における定数配分規定は違憲であるとして反対意見を述べた。 その論拠は、本件と同様に投票価値の平等の原則に求めるものであるが、同選挙における選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.13であり、かつ、2倍を超える不平等が、程度の差はあ	
	■津野修	×
	私は、多数意見に賛成するものであるが、次のとおり若干の補足意見を述べておきたい。 小選挙区選挙と比例代表選挙とを一体として把握し、憲法上の一票の価値の平等を考えるのが、最も衆議院議員の選挙制度の趣旨にかない、また、その実態にも即しているものと考えられる。	
	■古田佑紀	△
	私は、多数意見と見解を共にするものであるが、多数意見の説示中、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準であるとする点に関連して補足的に意見を述べ 小選挙区制度においてある選挙区の偏差が著しく大きく、1個の選挙区とすることが比例原則の要請に反する場合には、相対較差のいかにかわからず、それ自体で憲法に適合しないというべきである。 平成12年国勢調査の結果によれば、偏差が最大の選挙区は高知県第1区であって、その選挙区人員数は基準人員数の約0.64であり、一方、選挙区人員数が基準人員数より多い選挙区についてみると、偏差が最大のところは兵庫県第6区であって、選挙区人員数は基準人員数の約1.32であり、いずれも、1個の選挙区とすることが許容されない程度的人员数には至っておらず、それ自体で比例原則に著しく反するとまではいえないと考える。	
	■那須弘平	△
	多数意見のうち、1人別枠方式を含む本件区割規定が国会の裁量の範囲を逸脱するものではないとする点につき、以下のとおり補足して意見を述べる。 最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10月4日大法廷判決(民集60巻8号2696頁)において補足意見として述べたとおりである(同判決における津野裁判官の補足意見も同旨)。 衆議院議員選挙の比例代表については、全国を11の比例区に分けた上で人口に比例して選出議員数が配分される制度であるから、選挙人がどこに居住するかでほとんど差が生じない。このため、小選挙区選挙と比例代表選挙を併せて総合的に見ると、小選挙区選挙を単独で見ただけよりも相当程度較差が中和される結果 平成12年国勢調査による人口(確定値)を基にして具体的に試算してみると、小選挙区における最大較差は人口10万人当たりの選出議員数が最も 小の兵庫県第6区(小選挙区0.179人、比例区0.139人で合計0.318人)と最大の高知県第1区(小選挙区0.369人、比例区0.144人で合計0.513人)との間で1.613倍となる。したがって、「1人2票」未満かどうかという上記(1)及び(2)による基準からは、本件区割規定が憲法違反であるとまではいえないことが明らかで	
	■藤田宙靖	○

	<p>本件区割規定の前提を成すいわゆる「1人別枠方式」が、投票価値の平等を修正するだけの合理的な理由を持つものであるかについては、私たち4名の見解において示したとおり、それ自体重大な疑問が抱かれるにもかかわらず、このような疑問に対する具体的かつ十分な説明は、同制度の導入時にもまたそれ以後においても、衆議院ないし国会からなされてはならないものといわなければならない。</p>	
	<p>仮に結果的にこの「2倍未満の基準」自体は満たされている場合であったとしても、合理的な必要が認められないにもかかわらず1票に1票を超える価値を与えることを意図するような制度が存在するとき、これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は、およそ見出し難いものといわなければならない。</p> <p>なお、この「2倍未満の基準」に関し、多数意見中、小選挙区選挙のみならず比例代表選挙における投票価値をも総合して「平等・不平等」を判定しようという補足意見があるが、この考え方は、従来の当審の判例にお</p>	
	<p>小選挙区選挙と比例代表選挙の併用が持つ意味については、国民は相異なる二つの選挙方法により2票を行使して2人の議員を選んでいるということもできるのであり、小選挙区選挙に関し選挙区間に較差が認められる場合には、上記2票の中の1票については、やはり、徹然たる不平等が存在しているという事実自体を否定することはできない。これを裏面から見れば、国会議員として選ばれてくる議員の中に、(例えば)2人によって選ばれた者と1人によって選ばれた者が生じるという事実自体を否定することはできないのであり、被選挙人における平等の確保ということもまた、選挙の公平・公正という見地からして、看過することのできない</p>	
	<p>上記補足意見が主張する見地は、例えば参議院議員選挙における1票の価値の平等を問題とする際に、考慮されるべき1要素としての位置付けは与え得ようが(前掲平成18年大法廷判決を参照)、この基準のみをもって、衆議院議員選挙における「平等」の問題が全て解決されるというほどの意味を持つものではないという</p>	
	<p>平成6年に採用された現行の「1人別枠方式」は、衆議院議員の選挙制度において最も重要な価値である「投票権の平等」を修正しなければならないだけの十分に合理的な理由を持つものとはいえず、この制度を導入した結果なお定数配分が「2倍未満の基準」を満たしていること仮に前提したとしても、合憲であるといえるか否かについては、重大な疑問がある。従って、この制度の下行われた衆議院議員選挙の違憲無効が争われた初めての事件(具体的に言えば、多数意見の引用する平成11年11月10日各大法廷判決)において、</p>	
	<p>政策本位・政党本位の選挙制度を導入すること自体が、立法府の裁量の範囲内にあると認められることについては、疑いが無いのであって、問題は、そのことを理由に、選挙運動の方法の規制において、特定の政党(届出政党)に属する者とそうでない個人との間に、選挙を戦う上で用い得る手段に差異を設けるということが、公正な選挙制度、法の下での平等という見地からして、果たして、まだどこまで許されるかにある。</p>	
	<p>■ 今井功, 中川了滋</p>	○
	<p>判示4の(1)についての私たちの意見は、後記の4裁判官の見解のとおりである。</p>	
	<p>■ 横尾和子 反対意見</p>	○
	<p>本件区割規定は憲法に違反する。</p>	
	<p>人口が最も少ない選挙区と比較した人口較差が2倍以上となっている選挙区が9選挙区あるが、これらの選挙区における2倍以上の較差は、区割りの際に各々後述の事情を考慮した結果生じたものであるとされているところ、それらの考慮された事情には、以下に述べるように、いずれも、投票価値の平等が損なわれてもやむを得ないといえるような合理性が認められない。</p>	
	<p>上記の9選挙区で2倍以上の較差が生ずることとなった理由として区画審で述べられた見解は、平成13年12月10日第31回議事録によれば、概略は次の(1)ないし(5)のとおり要約される。</p> <p>(1) 各選挙区の人口について、全国の議員1人当たり人口の3分の4を上回る選挙区は設けられないものとし、3分の2を下回る選挙区はできるだけ設けられないものとするの基準を設け、該当する選挙区の人口が全国の議員1人当たり人口の3分の4を上回らないことを理由としたもの 兵庫県第6区、東京都第6区、東京都第19区</p> <p>(2) 市の区域は、市の人口が全国の議員1人当たり人口の3分の4を上回る場合等を除き、原則として分割しないの基準を設け、その分割基準に該当しないことを理由としたもの 千葉県第4区</p> <p>(3) 郡(北海道にあっては支庁)の区域は原則として分割しないことを理由としたもの 北海道第5区、北海道第6区</p> <p>(4) 地域事情を考慮したとするもの 福島県第1区</p> <p>(5) 地勢上の配慮をしたとするもの 静岡県第5区、静岡県第6区</p>	
	<p>兵庫県第6区、東京都第6区、東京都第19区及び千葉県第4区については、3分の4基準が適用されているが、この基準は、選挙区人口の下限としての3分の2基準の厳格な維持がされるのでなければ、2倍以上の較差が生ずることをあらかじめ容認するものであり、合理性を有しないことは明らかである。</p>	
	<p>北海道第5区及び第6区、福島県第1区並びに静岡県第5区及び第6区については、いずれも行政区画、地勢、その他の地域の一体性を重視したとされるが、それらの考慮要素は他の選挙区の画定に際しては考慮されずに該当地域の分割がされているところであり、これらの5選挙区についてのみ2倍以上の較差が生じることとなってもなお、それらの事情を考慮しなければならない特別の事情があるとも認められない。</p>	
	<p>なお、これらの9選挙区について較差を2倍未満とすることは、上告人兼上告代理人森徹の上告理由書に記載されているとおり可能であったものである。</p>	
	<p>政見放送を、候補者届出政党にのみ認め、これに所属しない候補者に認めないとする公職選挙法150条1項の規定は憲法に違反する。</p>	
	<p>なお、上述の1及び2のいずれについても事情判決の法理を適用して選挙の違法を宣言することと定めるべき</p>	
	<p>■ 泉徳治 反対意見</p>	○

	<p>本件区割規定は、選挙権平等の原則に違背し、憲法に違反する。また、公職選挙法が、小選挙区選挙の候補者のうち、候補者届出政党に所属する者と、これに所属しない者との間に設けた選挙運動上の差別は、選挙人が候補者の適性、政見等に関する情報を均等に得て、選挙権を適切に行使することを妨げるものであるから、憲法に違反する。本件選挙の小選挙区選挙は、違法である。原判決を変更し、事情判決の法理により請求を棄却するとともに、主文において本件選挙の各上告人が居住する選挙区における選挙が違法であるこの選挙権の平等は、個人の人格の根源的な平等性に根ざすものであって、形式的・数学的平等であり、政治的意思形成について国民を絶対的に平等に取り扱うことを要求するものである。</p>	
	<p>1対1からある程度の乖離が生じることは避けられないが、乖離をもたらす規定の立法目的が必要不可欠な公益を追求するものであるか否か、その目的達成のために選択された手段が是非とも必要な最小限度のものであるか否かを審査し、両者が肯定されて初めて、当該規定の合憲性を肯認すべきである。</p>	
	<p>本件区割規定は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区数300について、東京都に25、神奈川県に18を配分しているが、選挙区数300を人口に比例して各都道府県に配分すれば、東京都は28、神奈川県は20の選挙区数となる。すなわち、人口比例配分に比して、東京都の選挙区数は3、神奈川県の選挙区数は2少なく定められており、その分、東京都及び神奈川県の各選挙区における議員1人当たりの人口が多くなり、そこ</p>	
	<p>本件選挙では、1人別枠方式を採用したことが主因となって、高知県では5万3754票の得票で当選した候補者が出る反面、東京都では13万3180票の得票(高知県の上記当選者の得票の2.478倍)で落選し、神奈川県では11万4816票の得票(高知県の上記当選者の得票の2.136倍)で落選した候補者が出ているの</p>	
☆	<p>区画審設置法3条2項が1人別枠方式を採用した立法目的について、政府の立法担当者は、「過疎地域への配慮、多極分散型国土の形成等の政策課題への配慮等の面から人口以外の要素も取り入れるべきではないかとの各方面からの意見、要望を踏まえ、人口の少ない県に対し定数配分上配慮しようとしたためである。」と説明している。しかし、過疎対策、多極分散型国土の形成等の政策は、「全国民を代表する選挙された議員」が国会において審議すべき公共政策の一部である。国会において審議すべき政策について、一定の方向性を与えるため、国会へ代表者を送る選挙の段階で、各都道府県で選出する議員の数に手を加えることは、議会制民主主義という憲法原理に違反する。(……中略……)国会における政策形成に全国民の意見を等しく反映させるべきことは当然であり、国民がいずれの都道府県に居住するかによってその発言力に軽重を付けることは、選挙権の平等、議会制民主主義という憲法原理に違反することが明白というべきである。憲法改正の発議を一例として取り出しても、その決議を行うべき議員の選挙について、1人別枠方式を採用し、居住する都道府県によって国民の投票の価値に殊更に較差を設けることが許されないことは、多言を要しないところであろう。そして、1人別枠方式は、第8次選挙制度審議会の「選挙区間の人口の均衡を図る</p>	
	<p>なお、本件区割規定は、熊本県、三重県及び鹿児島県に人口比例配分による選挙区数よりも1多い選挙区数を配分しながら、これらの県より人口の少ない島根県等の11県には人口比例配分による選挙区数を配分することにどまっているから、過疎対策という1人別枠方式の立法目的と、その目的達成の手段たる本件区割規定による選挙区数の配分とは、必ずしも合理的関連性を有するとはいえないことを指摘しておかなければなら</p>	
	<p>国民が、平等な選挙権を有し、正確な情報を得て、代表者の投票を通じ、その政治的意見を国会に反映させるという議会制民主主義の過程自体にゆがみがある場合、ゆがみを抱えたままのシステムによって是正が図られることを期待するのは困難であるから、そのゆがみを取り除き、正常な民主政の過程を回復するのは、司法の役割であり、司法の出番なのである。実際にも、現職の国会議員は、現在の選挙制度において選出された議員であるから、選挙制度に欠陥があっても、国会にその修復を期待することには無理がある。</p>	
	<p>1人別枠方式を採用して定められた本件区割規定、及び選挙運動について既成政党のみを過度に有利に扱う公職選挙法は、憲法に違反することが明らかである。</p>	
	<p>■ 田原睦夫 反対意見</p>	○
	<p>本件区割規定に関する私の意見は、後記の4裁判官の見解のとおりである。</p>	
	<p>選挙運動に関する私の意見は、以下のとおりである。(……中略……)本件選挙は違法であると考える。</p>	
	<p>本件選挙における小選挙区選挙は、候補者届出政党に所属する候補者か、それに所属しない候補者かによって、利用できる選挙運動に著しい較差があり、候補者又は候補者となろうとする者の被選挙権の平等を従前の当審大法廷が確立した判例法理に則り、事情判決の法理を適用して、選挙の違法を宣言すると定めるべきものと考える。</p>	
	<p>■ 藤田宙靖、今井功、中川了滋、田原睦夫 見解</p>	○
	<p>過疎地域に対する配慮という目的が合理性を有するか否かであるが、過疎地域に対する配慮は国政上必要なことであるとしても、それは、国民全体の代表者としての国会が全国的な視野に立って法律の制定、予算の審議等に当たって考慮すべき事柄であって、第一院である衆議院を構成する衆議院議員の定数配分に当たって考慮することは原則として許されないというべきである。</p>	
	<p>過疎地域に対する配慮という目的を達成する手段として、1人別枠方式が合理性を有するというのもできな</p>	
	<p>都道府県の人口が多いか少ないかということ、その都道府県が過疎地域か否かとは関連性がない。</p>	
	<p>都道府県は、それ自体が選挙区の単位ではなく、その中で更に幾つかの小選挙区に分割されるという中間的な単位であるにすぎないのに、都道府県を単位として、定数配分に差を付ける合理性に乏しい。</p>	
	<p>人口の少ない県に相対的に定数を多く配分するといっても、一つ一つの県を見てみると、人口の少ない県に必ずしも多くの定数が配分されているわけではない。(……中略……)さらに、激変緩和という点についても、平成6年の改正から本件改正までの期間を考えると、少なくとも本件改正の時点においては、その必要性は乏しいといわな</p>	
	<p>このように1人別枠方式は、その目的及び手段において合理性の乏しい制度であって、投票価値の平等を損なうことを正当化する理由はないというべきである。</p>	
	<p>本件区割規定に基づく選挙区間の人口ないし選挙人数の較差をみると、それが2倍を超える選挙区が、改正直前の国勢調査における人口によれば9、本件選挙当時における選挙人数によれば33に達していたのであるが、このような結果を招来した原因として1人別枠方式の採用によるところが大きいこと、各選挙区間の議員1人当たりの人口較差及び基準人数からの各選挙区間の人口の偏差が、1人別枠方式を採用することにより、人口比例原則を採用した場合よりも大きくなったこと、1人別枠方式を採用すること自体に憲法上考慮することの合理性を認めることができないことにかんがみると、本件区割規定は、その内容において、憲法の趣旨に沿うもの</p>	

	本件区割規定は、その内容において、本来憲法の趣旨に沿うものとはいえない難いものであり、是正を要するものというべきである。	
	平成17(行ツ)247 選挙無効請求事件 平成18年10月04日 最高裁判所大法廷 判決 棄却 東京高等裁判所	
	町田顯、横尾和子、上田豊三、滝井繁男、藤田宙靖、甲斐中辰夫、泉徳治、島田仁郎、才口千晴、津野修、今井功、中川了滋、堀籠幸男、古田佑紀、那須弘平 平成16年7月11日 施行の参議院議員選挙	
	■ 主文抜粋	
	社会的、経済的变化の激しい時代にあつて不斷に生ずる人口の変動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映させるかなどの問題は、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要するものであつて、その決定は、種々の社会情勢の変動に対応して適切な選挙制度の内容を決定する責務と権限を有する国会の裁量にゆだねられている。したがつて、議員定数配分規定の制定又は改正の結果、上記のような選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせたこと、あるいは、その後の人口の変動が上記のような不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量の権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数配分規定が憲法に違反するに	
	平成6年改正の結果においても残ることとなつた較差及び上記選挙当時における選挙人数を基準とする較差については、いずれも違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示し、最高裁平成11年(行ツ)第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁は、平成10年7月12日施行の参議院議員選挙当時における選挙人数を基準とする最大較差1対4.98についても、これと	
	改正は評価すべきものであるが、投票価値の平等の重要性を考慮すると、今後も、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそうものというべきである。	
	裁判官横尾和子、同滝井繁男、同泉徳治、同才口千晴、同中川了滋の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官藤田宙靖、同甲斐中辰夫、同津野修、同今井功、同那須	
	■ 意見抜粋	
	■ 藤田宙靖	△
	今回のいわゆる「4増4減」の提案及び同案の可決をもって改革に向けてのすべての作業は終わり、ということになり、しかもそれが、最大較差5倍を超えないための最小限の改革にとどめる、という意図によるものであるとするならば、問題の重要性、そしてその解決に向けての国民に対する責任につき、参議院ないし国会がどの程度真摯に考えているのかについては、改めて重大な疑いが抱かれることにならう。多数意見がその末尾に述べていることも、このような文脈において理解されるべきものと考ええる。	
	■ 甲斐中辰夫	△
	地域代表的要素として都道府県を唯一の単位として選挙区を定めることがより重要な要素であるとして、これを維持するため投票価値の平等を無原則に後退させることを看過することはできない。	
	昭和22年に制定された参議院議員選挙法は、全体を投票価値が平等である全国選出議員と都道府県を単位とし地域代表的性格を有する地方選出議員とに分け、その地方選出議員の定数配分は、各選挙区ごとに半数改選をするために偶数配分とした上で、いわゆる最大剰余方式により人口基準による最大較差は1対2.62にとどめ、投票価値の平等についても尊重しようとしていたものであり、立法府による合理的な裁量権の行使がされたものと評価することができる。しかしながら、その後人口の都市集中傾向は一貫して継続し、その結果投票価値の不平等は拡大し、制度当初はそれなりにバランスがとれていた都道府県単位の選挙区の議員1人当たりの人口は、二極分化して大きくバランスを失なうに至っている。昭和22年に定められた参議院議員選挙制度の仕組みは、抜本的な	
	したがつて、私は、本件選挙当時はもとよりその以前から、立法当初の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差から余りにもかけ離れた較差を生じている現行の定数配分規定は、到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせているものと考ええる。	
	■ 津野修	
	多数意見は、参議院議員選挙において比例代表選挙が併存していること、比例代表選挙において各選挙人の投票価値に差異がないことを指摘しているが、更に進んで、比例代表選挙の存在が選挙区選挙において生じている選挙区間における選挙人の投票価値の不平等を緩和しているという側面のあること	
	参議院議員選挙の1票の投票価値を論じるときは、選挙区選挙だけではなく比例代表選挙の部分も取り込んで一体として検討する必要があるとする那須裁判官の補足意見は、以上の点を明確にした上で、較差を論じる場合の基本となる数値について、このことを織り込んで具体的に算出し、比較したものであり、この問題を考えるに際し、貴重な示唆を与えるものとして評価することができる。	
	選挙区選挙と比例代表選挙とを合わせて検討した場合における本件選挙当時の選挙区間の投票価値の較差については、同裁判官の意見中において最大2.89倍とされている。1票の実質的価値の平等という憲法の要請との関係では、このようにして算出された較差が、なお2倍を超える状態となっている場合に、本件議員定数配分規定が憲法に違反することになるのではないかが問題となり得よう。	
	二院制における参議院の独自性をもたらすものとして合理性を有するものというべきであつて、このような選挙制度の下においては、定数配分については人口比例の配分の原則に厳密に従うことは実際上困難であるとい	

■	今井功	○
	国会の裁量といっても、投票価値の平等という憲法の要請を無視することは許されないと解すべきである。	
	偶数配分制、都道府県単位の選挙区という仕組みは、いずれも憲法の直接の要請ではないから、憲法の直接の要請である投票価値の平等には、一步道を譲らざるを得ず、この仕組みに従った定数配分が投票価値の平等を著しく損なうことになる場合には、違憲となることがあり得るといわなければならない。	
	人口の都市集中が進み、これに伴って選挙区間の較差は増大し、平成4年7月の選挙においては、選挙人数の最大較差は1対6.59にまで拡大し、これについて平成8年9月11日の大法廷判決は違憲状態にあるとした。平成6年には、いわゆる8増8減の改正が行われて較差は減少し、さらに、平成12年の改正では、選挙区定数6の減員に伴い3選挙区の定数が2ずつ減員され、較差はわずかながら減少したが、最大較差は5倍に近く、本件選挙当時の選挙人数の最大較差は1対5.13にまで拡大した。	
	偶数配分制、都道府県単位の選挙区という仕組みを採用する限り、いかに工夫しても較差の是正には限界のあることは明らかである。	
	人口の大都市集中の傾向はとどまることなく、1対5.13という現在の較差は、投票価値の平等という見地から、国会の裁量として許容される限界に至っているといわざるを得ない。そうすると、偶数配分制、都道府県単位の選挙区という現行制度の仕組みは、早晚見直しが求められていると考えるものである。	
	平成16年大法廷判決は、平成13年7月施行の選挙当時1対5.06の最大較差につき合憲との判断を示したが、この判決には、違憲とする6人の裁判官の反対意見があり、合憲とする裁判官の中でも、このまま放置すれば違憲となることがあり得るとの補足意見を付した裁判官があるように、本件定数配分規定には投票価値の平等の見地から問題があり得るとの趣旨が含意されていたといえることができる。	
■	那須弘平	
	参議院議員選挙の1票の投票価値を論じるときは、選挙区だけではなく比例代表の部分をも取り込んで一体として検討する必要があると考える。	
	全体としての投票価値の較差は、投票価値が均一な比例代表を合わせて一体のものとして計算することにより、選挙区だけの較差に比べ、相当程度緩和されることになる。	
	このような視点から計算してもなお1対2.89の較差があるのであるから、やはり憲法の下での平等原則に反する」と見るか、それとも「1対2.89ならその較差は憲法上許容される範囲内に収まっている」と見るかの問題である。私は、以下の理由で、本件定数配分については、違憲性の問題を完全に払拭できる状態とまではいえず、違憲性が問題となる領域に近接するが、なお憲法の許容する範囲内に踏みとどまっていると評価して制度設計上技術的な難しさが予想される状況の下では、一定の合理性があると認めるべきである。	
	平成15(行ツ)24 選挙無効請求事件 平成16年01月14日 最高裁判所大法廷 判決 棄却 東京高等裁判所	
	町田顯、福田博、金谷利廣、北川弘治、亀山継夫、梶谷玄、深澤武久、濱田邦夫、横尾和子、上田豊三、滝井繁男、藤田宙靖、甲斐中辰夫、泉徳治、島田仁郎	
	平成13年7月29日施行の参議院議員選挙	
■	意見抜粋	
■	町田顯、金谷利廣、北川弘治、亀山継夫、横尾和子、上田豊三、藤田宙靖、甲斐中辰夫、島田仁郎	×
	国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないものと解すべきである。	
	本件選挙当時における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対5.06であった。	
	参議院議員の選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等の要求は一定の譲歩を免れないところであり、また、較差の是正のため不断の努力が望ましいとしても、これをどのような形で実現するかについては種々の政策的又は技術的な考慮要素が存在する。	
	偶数配分を前提とせず上記国勢調査結果による人口に基づき本件改正当時の各選挙区の人口に比例した議員定数の再配分を試みた場合には、47選挙区のうち15選挙区が定数1人の選挙区となり、これらの選挙区では、6年に1度しか参議院(選挙区選出)議員の選挙が行われないことになるから、このような議員定数配分規定の下では、定数2人以上の選挙区と定数1人の選挙区との間において投票機会の著しい不平等が生ずることになり、憲法上の疑義が生じかねない。また、前記のとおり、都道府県単位の選挙区割りには相応の合理性があるのに対し、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数が均等になるように従来の都道府県単位の選挙区を合区又は分区して新たな選挙区とした場合には、地域社会の歴史的成り立ちや政治的、経済的、社会的な結び付き、地域住民の住民感情等からかけ離れた選挙区割りとなり、政治的にまとまりのある単位を構成する住民の意思を集約的に反映させることにより地方自治の本旨にかなうようにしていこうとする従来の都道府県単	
■	島田仁郎	×
	この基本的な仕組みを採る限り、投票価値の平等の要請はある程度譲歩させざるを得ない	
■	亀山継夫、横尾和子、藤田宙靖、甲斐中辰夫	△
	参議院選挙の制度設計に当たっては、日本国憲法の定める二院制から来る当然の制約として、選挙人の投票権の価値について絶対的な平等を厳格に貫くことが、衆議院選挙の場合以上に困難であることを認めざるを得ないものとする。しかし、他方で、従来の多数意見が、立法府に要請される複雑高度な政策的考慮と判断を理由に、とりわけその単なる不作為についても、結果的に極めて広範な立法裁量の余地を是認してきたことについては、賛成することができず、そのような思考枠組みに従うことはできない。	

	我が国の立法府は、これまで、上記の諸問題に十分な対処をしてきたものとは到底いえず、これらの問題について立法府自らが基本的にどう考え、将来に向けてどのような構想を抱くのかについて、明確にされることのないままに、単に目先の必要に応じた小幅な修正を施して来たにとどまるものといわざるを得ない。これでは、立法府が、憲法によって与えられたその裁量権限を法の趣旨にあって十分適正に行使して来たものとは評価し得ず、その結果、立法当初の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差からはあまりにもかげ離れた較差を生じている現行の定数配分は、合憲とはいえないのではないかと疑いが強い。	
■	亀山継夫	○
	憲法上最も直接的な要請は、いうまでもなく、選挙権の平等であり、これに並ぶ程度のもものは、3年ごとの半数改選制度から導かれる総定員の偶数制、ひいては選挙区ごとの偶数定員制ぐらいである。都道府県等の地域的特性への配慮とか総定員数の抑制といった要請等は、それ自体十分に政策上の配慮がなされるべき要因ではあるが、上記の憲法上の要請に著しい譲歩を強いるほどのものとはいえない。このような観点から、従来の立法府のこの問題に対する対応には問題があるといわざるを得ない	
	ただ、本件に関しては、従来の当審の判例にも責任の一端があったという側面がないではない。すなわち、従来の多数意見は、立法府に広い裁量権を認めつつ、選挙権平等の要請の充足の有無を結果としての選挙区間の最大較差の数値によってのみ判定していると受け取られるような判断過程を示してきたため、立法府としては、最高裁判例からそのような趣旨で許容限度を読み取って、その数値以下に最大較差を収めれば足りるとしてきたものといえないでもないのであって、そうであるとすれば、最近の改正による現状について直ちにこれを違憲とすることには、この点からもちゅうちょを感じざるを得ない。	
	現在の状況は、私たちの意見で指摘したように、選挙権平等の観点から憲法上既に看過し難い危機的な段階に立ち至っている。人口の都市集中傾向は、現行制度の制定以来一貫して継続しているものであり、地域的特性に対する配慮は、制定当初よりはるかに手厚いものとなってしまっている。このような事態の合理性を説明できる新たな、かつ、顕著な社会事象(例えば、いわゆるUターン現象の拡大、道州制の採用等)が生ぜず、従来通りの都市集中傾向が継続する限り、今後において、現在の制度による国政選挙は、違憲の疑いを	
■	横尾和子	△
	私は、人口比例を考慮して定数配分がされた配当基数2以上の各選挙区間の議員1人当たりの人口の較差については、偶数配分とすることから生ずる制約を考慮すると、較差が1対2以上となれば直ちに違憲となるものではなく、1対3未満までは許容されると解する。	
■	福田博, 梶谷玄, 深澤武久, 濱田邦夫, 滝井繁男, 泉徳治	○
	本件選挙当時における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.06にまで達していたのであるから、本件定数配分規定は、憲法上の選挙権平等の原則に大きく違背し、憲法に違反するものであることが明らかである。したがって、本件選挙は違法であり、これと異なる原審の判断は是認することができな	
■	梶谷玄	○
	民主主義の根幹を成す投票価値の平等は、厳格に解釈されるべきであり、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差は、できるだけ1対1に近づけるべきであるが、1対2を超える較差が生じたときは投票価値の不平等が到底看過することができない程度に達しており、立法裁量権の限界を超えたものとして本件定数配分規定は、国会の立法裁量の範囲内にあるとは到底いい難く、憲法に定める投票価値の平等条項に反して違憲であり、このような代表制民主主義の根幹を揺るがす不平等を裁判所が合憲として容認することは、司法が、司法権の謙抑的な行使の名目の下に、憲法に定める違憲立法審査権の適切な行使を怠っているといふべきである。	
	よって、本件定数配分規定は違憲であるが、国会による真摯かつ速やかな是正を期待し、今回は事情判決の法理に従い本件選挙を違法と宣言するにとどめ、無効とはしないものとするのが相当である。ただし、本件	
■	深澤武久	○
	国民の投票価値の平等についての意識が高くなった現在においては、人口較差が1対2を超えるときは憲法の許容する枠を超えて違憲となるものと考える。	
	憲法が定めるのは3年ごとの半数改選のみであって、その他は憲法上の要請によるものではないのである。現在の仕組みの中では憲法の定める法の下での平等の許容する最大較差を超えることが技術的に避けられないとするならば、民主政治の根幹をなす選挙権の平等を保持するために、現在の選挙の仕組みにこだわらず、その変更も含む抜本的な検討がされるべきである。都道府県単位の選挙区と偶数配分は、憲法上の要請ではなく、投票価値の平等を損なってまで維持されるべき制度ではないのである。	
■	濱田邦夫	○
	本件定数配分規定は憲法に違反するものであって、本件選挙は違法であると考え。その理由は、裁判官泉徳治の追加反対意見が詳細に述べているところとおおむね同旨である	
■	滝井繁男	○
	投票価値の平等は、形式化されたものとして解されなければならない、その実質的な意味を探ろうとすることは許されない。したがって、ある選挙区における選挙人の数と議員の数が比率の上で平等を欠くとき、そのことを他の理由を持ち出して正当化することは許されないのである。例えば、過疎地の住民に代表権の配分を厚くすることによって実質的平等を図ろうとする、などという配慮をすることは許されないのである。このような個別政策問題の実現は、正当に選ばれた全国民を代表する議員(憲法43条1項参照)から成る国会における論議のなかで図られるべきことであって、選挙制度を定める場合に、国民が等しく持っている選挙権の価値にどの地域に居住するかによって軽重をつけることによってなすべきではないからである。	
	形式的意味における平等を超えて制度設計をすることは、そのことだけでもはや制度として公正さを持ち得ず、どのような理由を付しても立法機関の裁量の名において許容することができることではないのである。	

	<p>これら参議院の独自性といわれるもののうち、憲法的基礎を持つといえるものは3年ごとの半数改選を予定していることだけである。しかも、この規定も、選挙権の価値の平等を犠牲にして、3年ごとに議員の半数を改選するという以上、すべての国民に一律に改選の機会を保障していることの意味を持つものではない。</p> <p>また、国民の中に定着している都道府県ごとの議員の選出も、現在行われている仕組みを固定的に考える</p>	
	<p>私は、選挙制度を定める上で、常に、1人の投票の価値の形式的な平等が貫かれるべきではあって、それができない場合であっても、それが他の人の2倍を超えるようなことは、いかなる理由によっても正当化すること</p>	
	<p>当裁判所は、憲法が選挙に関しては国民がすべて平等であるべきであるとする徹底した投票の価値の平等を要求していることを宣明してきた。</p> <p>にもかかわらず両議院の議員の選挙制度の具体的決定が立法機関の裁量にゆだねられていることを理由に、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の平等が最も重要かつ基本的なものであることを認めながら、国会において考慮し得る他の要素と総合的に考慮すべきものであるとして、立法機関のこの点における裁量の限界について明示してこなかったのである。</p> <p>しかしながら、選挙について国民の持つ権利がその価値において平等であり、そのことを保障することが代表民主制の根幹であるという認識に立つならば、立法機関の裁量の範囲に制約のあることは自明である。</p>	
■	泉徳治	○
	<p>少なくとも、議員1人当たりの人口の選挙区間における較差(以下「人口較差」という。)が2倍(1対2)以上になると、実質的に1人に2票以上の複数投票を許すことになり、平等選挙の根幹に触れることとなるから、憲法に違反するものといわざるを得ない。</p>	
	<p>本件選挙についてこれを見ると、本件定数配分規定の下における人口較差は最大1対4.79(選挙人数の較差は最大1対5.06)となっていた(これは鳥取県選挙区と上告人らの居住する東京都選挙区との間の較差である)。このことは、議員1人当たりの人口が最少の選挙区の1票は、同人口が最多の選挙区の1票の約5倍の投票価値を有することを意味する。この二つの選挙区間の比較でいえば、前者の選挙区の選挙人は、1人で実質5票を与えられたことになるのである。しかも、このような不均衡は、ごく一部の選挙区間に限られるというのではなく、程度の差はあれかなりの範囲に及んでおり、本件定数配分規定の下では、総人口の約35%に当たる4427万人余で、選挙区選出議員の過半数の74人を選出することが可能になっている。そして、東京都選挙区を基準としてみても、投票価値が東京都選挙区の2倍以上の選挙区が28に及び、その合計人口は4107万人余で、総人口の約33%に当たる。これだけの人口が、東京都選挙区との比較でいえば、1人で実質2票以上を与えられていることになるのである。したがって、本件定数配分規定は、憲法の要</p>	
	<p>私は、本件においては、原判決を変更し、事情判決の法理により上告人らの請求を棄却するとともに、主文において本件選挙が違法である旨の宣言をするのが相当であると考え。</p>	